

電気個別約款
電動車 V2G 実証プラン
電動車 V2H 実証プラン

2025 年 7 月 1 日実施

MC リテールエナジー株式会社

I	総則	3
第1条	適用	3
第2条	本個別約款の変更および廃止	3
第3条	用語の定義	3
II	契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法	4
第4条	契約種別および料金	4
第5条	契約容量の算定方法について	17
III	日割計算	18
第6条	日割計算	18
IV	その他買取契約に関する事項	18
第7条	単位および端数処理	18
第8条	実施細目	18
第9条	買取契約の申込み	18
第10条	その他	19
附則		20
別紙1	再生可能エネルギー発電促進賦課金	21
別紙2	負荷設備の入力換算容量	22
別紙3	契約負荷設備の総容量の算定	25
別紙4	対応車種	26

I 総則

第1条 適用

1. 本電気個別約款（以下、「本個別約款」といいます。）は、次の地域に適用します。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

エリア名称	供給区域となる地域
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

2. 本個別約款は、電気需給基本約款（以下、「基本約款」といいます。また、基本約款が変更された場合は、変更後の基本約款によります。）と合わせて適用します。
3. 本個別約款は、一部の契約種別において、電気需給契約のほか、お客さまが一般送配電事業者が維持および運用する供給設備にお客さまの電動車用充放電設備を電氣的に接続し、お客さま自ら消費する電力を除いた電力（当該充放電設備から発生する電気に限るものとし、以下「買取電力」といいます。）を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取するときの契約（以下、「買取契約」といいます。）条件も定めております。

第2条 本個別約款の変更および廃止

1. 当社は、本個別約款を変更する場合があります。この場合、基本約款第2条（約款の変更）の定めに従います。
2. 当社は、本個別約款は2027年3月末日以降で廃止を予定しております。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止の案内および廃止日を当社が適当と考える方法により周知することとします。
3. 本個別約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、基本約款第2条（約款の変更）第3項(1)、(2)の定めに従います。

第3条 用語の定義

以下の言葉は、本個別約款においてそれぞれ以下の意味で使用します。また、本個別約款において使用する用語は、特に断らない限り、基本約款において定義した用語を使用します。

1. 充放電設備
電気自動車（EV）へ電力充電するだけでなく、EVのバッテリーから電力を家庭や電力網に供給する機能を持つ装置となります。
2. V2G（Vehicle to Grid）
電気自動車（EV）のバッテリーを使って、電力網（グリッド）に電力を供給する技術となります。
3. V2H（Vehicle to Home）
電気自動車（EV）のバッテリーに蓄えた電力を家庭に供給する技術となります。
4. HEMS（Home Energy Management System）
家庭内のエネルギー（電気・ガス・水道など）を見える化し、効率的に管理・制御するシステムとなります。
5. 太陽光発電
太陽の光エネルギーを電気に変換する発電方式です。主に「太陽電池（ソーラーパネル）」を使って発電し、家庭や施設、電力網に電力を供給します。
6. 蓄電池
電気を蓄えて必要なときに取り出して使える装置となります。
7. 電動車 V2X 実証アプリ
Kaluzia Ltd. が運営するアプリケーションとなります。
8. 逆潮流

電力が本来の流れとは逆方向に送電線を流れる現象のことを指します。本個別約款では、充放電器より電力網（グリッド）に電力が流れることをいいます。

9. 逆潮流電力量

一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により計量された逆潮流する電力量の値とし、30分単位で計量します。

10. JEPX

Japan Electric Power Exchange の略称であり、一般社団法人日本卸電力取引所となります。

11. エリアプライス

JEPX において、地域ごとに設定される電力の取引価格となります。

12. エリア損失率

地域ごとに異なる送電ロスの割合となります。

II 契約種別ならびに料金および契約容量の算定方法

第4条 契約種別および料金

本個別約款で定める契約種別および各契約の料金は、以下のとおりとします。なお、当社都合その他やむを得ない場合を除き、本個別約款廃止の日（以下、「本プラン終了日」といいます。）以降の最初の検針日から適用される、きほんプランの適用約款は以下の「電気個別需給約款」に準じます。

https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement_20250401.pdf

電灯需要

契約種別（電灯需要）
1. 電動車 V2G 実証プラン（60 A 以下） ※本プランは 2026 年 3 月 31 日以降、最初の検針日前日まで適用し、当該検針日以降は 3. 電動車 V2H 実証プランが適用となります。
2. 電動車 V2G 実証プラン（6 kVA～49 kVA） ※本プランは 2026 年 3 月 31 日以降、最初の検針日前日まで適用し、当該検針日以降は 4. 電動車 V2H 実証プランが適用となります。
3. 電動車 V2H 実証プラン（60 A 以下） ※本プラン終了日以降、最初の検針日前日まで適用
4. 電動車 V2H 実証プラン（6 kVA～49 kVA） ※本プラン終了日以降、最初の検針日前日まで適用

本プラン終了日以降、最初の検針日から適用される電灯需要

契約種別（電灯需要）
1. きほんプラン（60 A 以下）※本プラン終了日以降、最初の検針日から適用
2. きほんプラン（6 kVA～49 kVA）※本プラン終了日以降、最初の検針日から適用

※きほんプランの概要は、以下の電気個別需給約款をご確認ください。

https://www.machi-ene.jp/files/pdf/kyo-tsu/agreement_20250401.pdf

1. 電動車 V2G 実証プラン（60 A 以下）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) お

よび(b)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 電動車 V2G 実証プランに係る特則

電動車 V2G 実証プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

(a) 申込み対象は個人または法人とします。

(b) 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族（以下、「同居家族」といいます。）が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。

(c) 電動車 V2G 実証プランの適用は一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に(h)で当社が指定した充放電設備を電氣的に接続し、当該充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する買取契約にお申込みいただくことを条件とします。

(d) 当該買取契約に関して、以下の要件を満たしていること。

- ・ 原則、電気需給契約と買取契約が同一名義であること。
- ・ 買取契約の契約場所と同一の需要場所において、本プランの電気需給契約を締結していること。
- ・ 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
- ・ (h)で当社が指定した充放電設備が逆潮流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守していること。
- ・ 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランスンググループに属していただくこと。

(e) 電動車 V2G 実証プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降は電動車 V2H 実証プランを適用します。なお、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約する場合は、電気需給契約とあわせて、買取契約も解除いたします。

(f) 電動車 V2G 実証プランから電動車 V2H 実証プランへの変更の際、(h)で当社が指定した充放電設備の仕様を逆潮流なしとする配線工事とソフトの変更を実施し、当該買取契約を解約いたします。その際、当社はあらかじめ一定期間、工事日を当社が適当と考える方法により周知することとします。また、当該プラン変更の際、当社は基本約款第2条（約款の変更）第3項(2)の定めに従います。

(g) お客さま、または同居家族の名義で別紙4に定める対応車種をいずれか1台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動車を所有していないこと。

(h) 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。

充放電設備：VCG-666CN7-R（ニチコン株式会社製）

付帯設備：Nature Remo E2（Nature 株式会社製）

上記以外の充放電設備、HEMS 機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。

(i) 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（Bルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを(h)で当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまの Wi-Fi を利用させていただきます。

(j) 電動車 V2X 実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。

(k) 電動車 V2G 実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただきますことが

あります。この場合、電気需給契約の解除に伴い、買取契約もあわせて解除いたします。

- ・お客さまが別紙4に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
- ・お客さまが別紙4に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
- ・同一需要場所内の設備が(h)で定める以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
- ・同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。

(l) システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量または逆潮流電力量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

(3) 供給電気方式、供給電圧、周波数ならびに買取契約における電気方式、標準周波数等
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

なお、買取契約における電気方式、標準電圧、責任分界点および財界分界点は、お客さまと一般送配電事業者との接続契約と同一とします。

(4) 契約電流

(a) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。

(b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 料金

電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、同一需要場所に設置の充放電設備を通じて、逆潮流による電力の買取が発生した場合は、以下に定める買取料金を当該電気料金から差し引きます。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	262 円 24 銭
15 アンペア	393 円 36 銭
20 アンペア	524 円 48 銭
30 アンペア	786 円 72 銭
40 アンペア	1,048 円 96 銭
50 アンペア	1,311 円 20 銭

60 アンペア	1,573 円 44 銭
---------	--------------

(b) 電力量料金

電力量料金は、市場に基づく電気料金、託送従量料金相当額およびサービス運営費の合計とします。

(ア) 市場に基づく電気料金

市場に基づく電気料金は、東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。

- ・ お客さまの 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1 - エリア損失率※) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率
- ※エリア損失率 : 6.9%

(イ) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額は、「1 月」の使用電力量につき、以下の一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。

託送料金相当額

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき	6 円 97 銭

(ウ) サービス運営費

サービス運営費は、「1 月」の使用電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費を適用して算定します。

サービス運営費

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき	5 円 50 銭

(c) 買取料金

買取料金は、市場に基づく逆潮流買取料金を固定還元料金を加算したものとします。

(ア) 市場に基づく逆潮流買取料金

市場に基づく逆潮流買取料金は、東京電力エリアのエリアプライスに、お客さまより逆潮流された電力量を乗じた金額とします。

- ・ お客さまの 30 分ごとの逆潮流電力量 × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

(イ) 固定還元料金

固定還元料金は、「1 月」の逆潮流電力量につき、以下の当社が定める単価を適用して算定します。

使用量	単価 (税込)
1 キロワット時につき	11 円 00 銭

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、電動車 V2X 実証アプリ に関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。

- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (c) お客さまによる本契約の利用または本契約を利用してなされた行為により、お客さままたは第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
 - (d) 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - (e) お客さまが 2026 年 3 月 31 日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車 V2X 実証アプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。
- (7) その他
- (a) 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
 - (b) 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

2. 電動車 V2G 実証プラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用条件および範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (d) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 電動車 V2G 実証プランに係る特則

電動車 V2G 実証プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 申込み対象は個人または法人とします。
- (b) 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族（以下、「同居家族」といいます。）が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
- (c) 電動車 V2G 実証プランの適用は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に(h)で当社が指定した充放電設備を電氣的に接続し、当該充放電設備より放電された電力を一般送配電事業者の供給設備を介して当社が買取する買取契約にお申込みいただくことを条件とします。
- (d) 当該買取契約に関して、以下の要件を満たしていること。
 - ・ 原則、電気需給契約と買取契約が同一名義であること。
 - ・ 買取契約の契約場所と同一の需要場所において、本プランの電気需給契約を締結していること。
 - ・ 一般送配電事業者との接続契約を締結していること。
 - ・ (h)で当社が指定した充放電設備が逆潮流ありで、送配電事業者が定める系統連系技術基準に適合した接続になっており、かつ託送供給等約款における発電者に係る事項を遵守していること。

- ・ 託送供給等約款に定めるところにより、当社の発電バランスンググループに属していただくこと。
- (e) 電動車 V2G 実証プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降は電動車 V2H 実証プランを適用します。なお、2026年3月31日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約する場合は、電気需給契約とあわせて、買取契約も解除いたします。
- (f) 電動車 V2G 実証プランから電動車 V2H 実証プランへの変更の際、(h)で当社が指定した充放電設備の仕様を逆流なしとする配線工事とソフトの変更を実施し、当該買取契約を解約いたします。その際、当社はあらかじめ一定期間、工事日を当社が適当と考える方法により周知することとします。また、当該プラン変更の際、当社は基本約款第2条(約款の変更)第3項(2)の定めに従います。
- (g) お客さま、または同居家族の名義で別紙4に定める対応車種をいずれか1台のみ所有(リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。)しており、かつ他に対応車種以外の電動自動車を所有していないこと。
- (h) 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。
 充放電設備：VCG-666CN7-R (ニチコン株式会社製)
 付帯設備：Nature Remo E2 (Nature 株式会社製)
 上記以外の充放電設備、HEMS 機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。
- (i) 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス (B ルートサービス) を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを(h)で当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまの Wi-Fi を利用させていただきます。
- (j) 電動車 V2X 実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは2026年3月31日で終了となります。
- (k) 電動車 V2G 実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。この場合、電気需給契約の解除に伴い、買取契約もあわせて解除いたします。
- ・ お客さまが別紙4に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - ・ お客さまが別紙4に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
 - ・ 同一需要場所内の設備が (h) で定める以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
 - ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- (l) システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量または逆潮流電力量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。
- (3) 供給電気方式、供給電圧、周波数ならびに買取契約における電気方式、標準周波数等
 供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツもしくは60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
 なお、買取契約における電気方式、標準電圧、責任分界点および財界分界点は、お客さまと一般送配電事業者との接続契約と同一とします。
- (4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず(c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙2（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めません。

ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第5条（契約容量の算定方法について）第1項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができます。

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b)または(c)で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、同一需要場所に設置の充放電設備を通じて、逆流による電力の買取が発生した場合は、以下に定める買取料金を当該電気料金から差し引きます。

(a) 基本料金

基本料金は、「1月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合、基本料金は半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	262 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、市場に基づく電気料金、託送従量料金相当額およびサービス運営費の合計とします。

(ア) 市場に基づく電気料金

市場に基づく電気料金は、東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。

- ・ お客さまの 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1 - エリア損失率) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

※エリア損失率：6.9%

(イ) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額は、「1月」の使用電力量につき、以下の一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。

託送料金相当額

使用量	単価（税込）
1 キロワット時につき	6 円 97 銭

(ウ) サービス運営費

サービス運営費は、「1 月」の使用電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。

サービス運営費

使用量	単価（税込）
1 キロワット時につき	5 円 50 銭

(d) 買取料金

買取料金は、市場に基づく逆潮流買取料金より固定還元料金を差し引いたものとしします。

(ア) 市場に基づく逆潮流買取料金

市場に基づく逆潮流買取料金は、東京電力エリアのエリアプライスに、お客さまより逆潮流された電力量を乗じた金額としします。

- ・ お客さまの 30 分ごとの逆潮流電力量×30 分ごとのエリアプライス×消費税率

(イ) 固定還元料金

固定還元料金は、「1 月」の逆潮流電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。

サービス運営費

使用量	単価（税込）
1 キロワット時につき	11 円 00 銭

(6) 個別免責事項

- 当社は、電動車 V2X 実証アプリ に関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとしします。
- 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとしします。
- お客さまによる本契約の利用または本契約を利用してなされた行為により、お客さままたは第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとしします。
- 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとしします。
- お客さまが 2026 年 3 月 31 日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車 V2X 実証アプリはお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

(7) その他

- 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

3. 電動車 V2H 実証プラン (60 A 以下)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 電動車 V2H 実証プランに係る特則

電動車 V2H 実証プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

- (a) 申込み対象は個人または法人とします。
- (b) 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族（以下、「同居家族」といいます。）が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。
- (c) 電動車 V2H 実証プランは、2027 年 3 月末日以降廃止を予定しており、本プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、本プラン廃止日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降はきほんプランを適用します。
- (d) 電動車 V2H 実証プランからきほんプランへの変更の際、当社は基本約款第 2 条（約款の変更）第 3 項(2)の定めに基づいてお客さまに周知いたします。
- (e) お客さま、または同居家族の名義で別紙 4 に定める対応車種をいずれか 1 台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動自動車を所有していないこと。
- (f) 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。
充放電設備：VCG-666CN7（ニチコン株式会社製）
付帯設備：Nature Remo E2（Nature 株式会社製）
※ 上記以外の充放電設備、HEMS 機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。
- (g) 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（B ルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを(f)で当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまの Wi-Fi を利用させていただきます。
- (h) 電動車 V2X 実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは 2026 年 3 月 31 日で終了となります。
電動車 V2H 実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。
 - ・ お客さまが別紙 4 に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
 - ・ お客さまが別紙 4 に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。

- ・ 同一需要場所内の設備が (f) で定める以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
 - ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。
- (i) システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
- (a) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。なお、契約電流の値が不明である場合、申込みを承諾できない場合があります。
- (b) 電流制限器等または電流を制限する計量器により、契約電流に応じた電流を制限する場合がございます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合、お客さまの使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 料金
電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.1.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき、以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流	基本料金（税込）
10 アンペア	262 円 24 銭
15 アンペア	393 円 36 銭
20 アンペア	524 円 48 銭
30 アンペア	786 円 72 銭
40 アンペア	1,048 円 96 銭
50 アンペア	1,311 円 20 銭
60 アンペア	1,573 円 44 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、市場に基づく電気料金、託送従量料金相当額およびサービス運営費の合計とします。

(ア) 市場に基づく電気料金

市場に基づく電気料金は、東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。

- ・ お客さまの 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1 - エリア損失率) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率

※エリア損失率：6.9%

(イ) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額は、「1月」の使用電力量につき、以下の一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。

託送料金相当額

使用量	単価（税込）
1キロワット時につき	6円 97銭

(ウ) サービス運営費

サービス運営費は、「1月」の使用電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費の単価を適用して算定します。

サービス運営費

使用量	単価（税込）
1キロワット時につき	5円 50銭

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、電動車 V2X 実証アプリ に関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用または本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが 2026 年 3 月 31 日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車 V2X 実証アプリ はお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

(7) その他

- (a) 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

4. 電動車 V2H 実証プラン（6 kVA～49 kVA）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (c) ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) および (b) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上である

ものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 電動車 V2H 実証プランに係る特則

電動車 V2H 実証プランでは、本個別約款に定める各供給条件のほか、以下の条件が適用されます。

(a) 申込み対象は個人または法人とします。

(b) 原則、戸建住宅に居住し、お客さま、またはその同一の家屋に居住している家族（以下、「同居家族」といいます。）が、当該戸建住宅を需要場所とする電力契約を小売電気事業者と締結していること。

(c) 電動車 V2H 実証プランは、2027 年 3 月末日以降廃止を予定しており、本プランの適用は、当社都合その他やむを得ない場合を除き、原則、本プラン廃止日以降の最初の検針日前日までとなり、当該検針日以降はきほんプランを適用します。

(d) 電動車 V2H 実証プランからきほんプランへの変更の際、当社は基本約款第 2 条（約款の変更）第 3 項(2)の定めに基づいてお客さまに周知いたします。

(e) お客さま、または同居家族の名義で別紙 4 に定める対応車種をいずれか 1 台のみ所有（リース契約等に基づいて第三者が所有する電動自動車を借り受けている場合を含みます。）しており、かつ他に対応車種以外の電動自動車を所有していないこと。

(f) 同一需要場所内に当社が指定する以下の設備が設置されており、本プラン契約期間中、継続して当該設備を使用していること。

充放電設備：VCG-666CN7（ニチコン株式会社製）

付帯設備：Nature Remo E2（Nature 株式会社製）

※ 上記以外の充放電設備、HEMS 機器、太陽光発電設備ならびに蓄電池が同一需要場所に設置してある場合は、本契約申込条件の対象外となります。

(g) 東京電力パワーグリッドの提供する電力メーター情報発信サービス（B ルートサービス）を利用申請の上、スマートメーターで計測したデータを(f)で当社が指定した付帯設備と接続いただきます。なお、そのスマートメーターと当該付帯設備との通信には、お客さまの Wi-Fi を利用させていただきます。

(h) 電動車 V2X 実証アプリを登録し、当該アプリを通じて、電動車の充電、ならびに放電を行うこと。当社は、合理的な判断に基づき、任意のタイミングで充放電の指令を行うものとします。なお、当該アプリは 2026 年 3 月 31 日で終了となります。

電動車 V2H 実証プランをご契約中のお客さまで、万が一、以下の条件に該当することが確認できた場合は、事前に通知のうえ、当社から解約の申し出をさせていただくことがあります。

- ・ お客さまが別紙 4 に定める対応車種の保有を確認できない場合。対応車種の保有を確認するために、車検証等写しの提出を求める場合があります。その場合、お客さまは、すみやかにご提出いただきます。
- ・ お客さまが別紙 4 に定める対応車種以外の電動車を当該充放電器に接続して使用していることが確認された場合。
- ・ 同一需要場所内の設備が (f) で定める以外の充放電設備、付帯設備に変更されていることが確認された場合。
- ・ 同一需要場所内に新たに太陽光発電設備や蓄電池が設置されていることが確認された場合。

(i) システム上の不具合などにより、万が一、電力契約にかかる料金、ご使用量に関するお知らせに誤りが生じた場合には、当社は速やかにそれらを訂正する等必要な措置を講じます。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツもしくは 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場

合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量の算定は、原則(a)または(b)のいずれかとし、当社でいずれも算定ができず (c)に該当すると当社が認めた場合のみ(c)を適用します。

(a) 契約負荷設備の総容量（入力とします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別紙 2（負荷設備の入力換算容量）によって定めた内容で換算します。）に次の係数を乗じて得た値とします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別紙 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めま

す。
ただし、お客さまの設備の状況により契約をお受けできない場合がございます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(b) 契約主開閉器の定格電流に基づき、第 5 条（契約容量の算定方法について）第 1 項により算定された値とします。

ただし、お客さまの設備の状況によりかかるお申し出をお受けできない場合がございます。

(c) 需要場所における負荷設備の内容、1 年間を通じての最大の負荷、使用状況を基準として、お客さまと当社との協議によって定めることができますものとして

(d) 電気の使用実態に応じ、(a)、(b) または (c) で定めた契約容量が不適切と当社が認める場合においては、当社はその理由を事前に通知の上、契約容量の変更をすることができるものとします。

(5) 料金

電気料金は、以下に定める基本料金、電力量料金および別紙 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(a) 基本料金

基本料金は、「1 月」につき以下のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約容量	単価（税込）
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	262 円 24 銭

(b) 電力量料金

電力量料金は、市場に基づく電気料金、託送従量料金相当額およびサービス運営費の合計とします。

(ア) 市場に基づく電気料金

市場に基づく電気料金は、東京電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客さまの使用電力量を乗じた金額とします。

- お客さまの 30 分ごとの使用電力量 ÷ (1 - エリア損失率) × 30 分ごとのエリアプライス × 消費税率
※エリア損失率：6.9%

(イ) 託送従量料金相当額

託送従量料金相当額は、「1 月」の使用電力量につき、以下の一般送配電事業者が定める託送料金相当額を適用して算定します。

託送料金相当額

使用量	単価（税込）
1 キロワット時につき	6 円 97 銭

(ウ) サービス運営費

サービス運営費は、「1月」の使用電力量につき、以下の当社が定めるサービス運営費に容量拠出金相当額を加えた単価を適用して算定します。

サービス運営費

使用量	単価（税込）
1 キロワット時につき	5 円 50 銭

(6) 個別免責事項

- (a) 当社は、電動車 V2X 実証アプリ に関し、その信頼性、完全性、正確性、有用性または目的適合性についていかなる保証も行わないものとします。
- (b) 本契約に関し、お客さま間またはお客さまと第三者との間で何らかの紛争が発生した場合には、お客さまが自らの費用と責任で解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (c) お客さまによる本契約の利用、本契約を利用してなされた行為により、お客さま、または第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (d) 当社は、お客さまの設備・車両等の不具合および障害等に起因する通信不良または遅延等による損害について、一切の責任を負わないものとします。
- (e) お客さまが 2026 年 3 月 31 日以降の最初の検針日前日までに本プランを解約される場合は、電動車 V2X 実証アプリ はお客さまご自身で必要に応じ解約してください。お客さまが独自に使用を継続されたこと等により発生した損害について、当社は責任を負いません。

(7) その他

- (a) 本プランを契約されたお客さまで、電気使用量のお知らせの発行・郵送をご希望される方は発行手数料として 220 円（税込）を、発行対象月の料金に加算することによりお支払いいただきます。
- (b) 当社からは是正勧告および是正措置を行ったにも関わらず、不正利用が続く場合は、本プランから他の電力プランへ契約を移行する、もしくは解約する場合があります。

第 5 条 契約容量の算定方法について

1. 第 4 条（契約種別および料金）以下の契約種別(4)(b)の場合の契約容量は、次により料金を算定します。

契約種別
2. 電動車 V2G 実証プラン（6 kVA～49 kVA）
4. 電動車 V2H 実証プラン（6 kVA～49 kVA）

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合
 - ・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1 / 1000
 なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。
 - (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
 - ・ 契約主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1 / 1000
2. お客さまが、需要場所における主開閉器、負荷設備を変更される場合は、当社に、あらかじめ申し出ていただきます。

III 日割計算

第6条 日割計算

1. 当社は、基本約款第16条（料金の算定）第1項各号に定める場合においては、以下に定める方法により料金を算定します。
 - (1) 基本料金は、以下の算式により算定します。なお、基本約款第16条（料金の算定）第1項第(1)号または第(3)号に定める場合は、以下の算式の「計量期間等の日数」を「暦日数」と読み替えます。
・ 「1月」の該当料金×（日割計算対象日数/計量期間等の日数）
該当料金とは、基本料金をいいます。
 - (2) ただし、日割計算対象日数が計量期間等の日数を超える場合には本条の算式を適用せず、日割計算を行わないものとします。
2. 基本約款第16条（料金の算定）第1項第(1)号の場合により日割計算をするときは、需給開始日および契約終了日の前日を含みます。また基本約款第16条（料金の算定）第1項第(2)号の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用するものとします。

IV その他買取契約に関する事項

第7条 単位および端数処理

本約款において、第4条（契約種別および料金）の以下表の契約種別に定める買取料金に関する計算をする場合の単位および端数処理は以下のとおりとします。

契約種別（電灯需要）
1. 電動車 V2G 実証プラン（60 A 以下） ※本プランは 2026 年 3 月 31 日以降、最初の検針日前日まで適用し、当該検針日以降は 3. 電動車 V2H 実証プランが適用となります。
2. 電動車 V2G 実証プラン（6 kVA～49 kVA） ※本プランは 2026 年 3 月 31 日以降、最初の検針日前日まで適用し、当該検針日以降は 4. 電動車 V2H 実証プランが適用となります。

1. 発電出力の単位は、0.1 キロワットとし、その端数は切り捨てます。
2. 買取電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
3. 買取料金およびその他買取契約に関する計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

第8条 実施細目

本約款の買取契約における実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、そのつど当社とお客さまとの協議によって定めます。なお、お客さま、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議していただく必要があります。

第9条 買取契約の申込み

1. お客さまが買取契約のお申込みを行う際は、あらかじめ本約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして行うこととします。
 - (1) 旧買取事業者名
 - (2) 買取契約名義等（原則として電気需給契約の名義と同一であることを要します。）

- (3) 発電場所
- (4) 受電地点特定番号
- (5) 発電出力
- (6) 設備 ID
- (7) 併設設備
- (8) 当該発電設備の概要
- (9) その他当社が必要と判断した事項

第 10 条 その他

1. 本約款に定めのない、買取契約に関する事項については、基本約款に記載のある需給に関する記載を買取に置き換え適用いたします。
2. 基本約款ならびに本約款に定めのない事項または本約款によりがたい特別な事情が生じた場合は、お客さまおよび当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとします。

附 則

1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

2. 標準周波数についての特別措置

(1) この個別約款実施の際、現に次の区域内で、標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給します。

・群馬県の一部

3. 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

(1) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの供給条件については、以下のとおりとします。

(a) 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下、「検針期間」といいます。ただし、料金の算定期間の始期以降、当該料金の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該料金の算定期間の当月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該料金の算定期間の翌月以降の料金の算定期間は、第 6 条（料金の算定期間）に定める計量期間によるものとします。）とします。ただし、お客さまが電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、電気の供給を開始した日から直後の検針日の前日までの期間、または本契約を終了させる場合の料金の算定期間は、直前の検針日から本契約の終了日の前日までの期間とします。

(b) 料金の算定

料金は、第 8 条（料金の算定）に規定する計算方法により算定します。

(2) 記録型計量器以外の計量器で計量するときの使用電力量については、第 7 条（使用電力量の算定）第 1 項の規定にかかわらず、以下のとおりとします。

(a) 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その「1 月」のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下、「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分して得られる値とします。

(b) 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

移行期間において、契約種別・契約電流・契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、(a) に準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

別紙 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき、納付金単価を定める告示（以下、「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。
2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量
再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその「1 月」の使用電力量とします。
3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用は、納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日からその翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用します。
4. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記 2. の使用電力量に上記 1. に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。
なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。
なお、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下、「減免額」といいます。）を差し引いたものとします。
なお、減免額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

別紙2 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(1)から(4)によります。

(1) けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200 パーセント	

(2) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

(3) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとします。

(b) 出力がワット表示のものは、次のとおりとします。

出力（ワット）	換算容量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）× 93.3 パーセント
出力（キロワット）× 125.0 パーセント

3. レントゲン装置

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）	
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値とします。	
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1	
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5	
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2	
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3	
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4	
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5	

レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量とします。

		300 ミリアンペア超過	7.5
		500 ミリアンペア以下	
		500 ミリアンペア超過	10
		1,000 ミリアンペア以下	
	95 キロボルトピーク 超過 100 キロボルトピーク 以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過	6
		300 ミリアンペア以下	
		300 ミリアンペア超過	8
	500 ミリアンペア以下		
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア超過	13.5
		1,000 ミリアンペア以下	
	100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	9.5
500 ミリアンペア超過		16	
1,000 ミリアンペア以下			
125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過	19.5	
1,000 ミリアンペア以下			
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値とします。

(1) 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

・入力(キロワット) = 最大定格1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

(2) (1)以外の場合

・入力(キロワット) = 実測した1次入力(キロボルトアンペア) × 70パーセント

5. その他

(1) 1、2、3.および4.によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

(2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定します。

(3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別紙3 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定します。
 - (1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）とします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象とします。
 - (2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものとします。
 - (a) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院
1 差込口につき 50 ボルトアンペア
 - (b) (a)以外の場合
1 差込口につき 100 ボルトアンペア
2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定します。

別紙4 対応車種

メーカー	車名	年式	備考
日産自動車株式会社	リーフ、リーフ e+	全年式	※以下の型式に限る ZAA-ZE1 ※対応車種の中でも車両側のプログラムを変更する必要がある車両があります。車両のプログラム変更に関しては、自動車販売店へお問い合わせください。 ※日産自動車株式会社の放電非対応 EV は本システムを使用できません。放電非対応 EV に充電した場合、充電が正常に動作せず、車両にコーションが残る可能性があります。
	e-NV200	全年式	
	アリア	全年式	
	クリッパーEV	全年式	※クリッパーEV は、メーカーオプションの急速充電機能を装着の車両でご利用いただけます。
三菱自動車工業株式会社	アウトランダー (PHEV モデル)	22 年式以降	※以下の型式に限る 5LA-GNOW (P グレード、G グレード、M グレードかつメーカーオプション「MITSUBISHI CONNECT」搭載) ※エンジンがかかった状態もしくはイグニッション ON の状態では EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
トヨタ自動車株式会社	プリウス PHV	19 年式～22 年式	※CHAdemo 放電対応車種以外は、EV パワー・ステーションをご使用になれません。2023 年 3 月発売のプリウス PHEV は CHAdemo 放電非対応車となるため、V2H はご利用いただけません。2019 年 5 月～2022 年 10 月生産の「乗車定員 5 名の車両」が対象です。 急速充電インレット（外部給電機能 [V2H] 付き）はオプション装備です。詳しくは、自動車販売店にご確認ください。 ※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	クラウン SPORT RS	全年式	※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	アルファード PHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
	ヴェルファイア PHEV	全年式	※エンジンがかかった状態では、EV パワー・ステーションによる充電・放電はできません。
本田技研工業株式会社	Honda e	全年式	
	N-VAN e:	全年式	急速充電ポート付の車両に限ります。
BYD Auto Co., Ltd.	BYD ATTO 3	23 年式以降	
	BYD DOLPHIN	23 年式以降	
マツダ株式会社	MAZDA MX-30 EV MODEL	22 年式以降	※V2H 対応車両（車台番号 DRH3P-150001 ～）が対象となります。
	MAZDA MX-30 ROTARY-EV	23 年式以降	
	MAZDA CX-60 PHEV	22 年式以降	
	MAZDA CX-80 PHEV	24 年式以降	